

## 第 6 回宇治市福祉有償運送運営協議会の議事概要

日時：平成 23 年 11 月 14 日【月】

10:00～11:30

場所：宇治市職員会館 2 階大会議室

### 出席者

#### 【会長】

京都文教短期大学 教授 安藤 和彦

#### 【副会長】

宇治市障害者福祉施設連絡協議会 代表幹事 土橋 昇

#### 【市民代表】

地域住民の代表 平田 とみ

#### 【福祉関係代表】

宇治市社会福祉協議会事務局 局長 岡野 英一

特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会 理事 吉田 嘉久

#### 【公共交通事業者】

加茂タクシー株式会社 本部長 武田 忠和

#### 【行政機関】

国土交通省近畿運輸局京都運輸支局 首席運輸企画専門官 西川 孝秀  
(代理) 酒井 敏一

宇治市健康福祉部 部長 佐藤 政紀

宇治市都市整備部 部長 木下 健太郎

#### 【事務局】

都市整備部交通政策課 課長 後藤 庸太  
係長 長谷川 昇治  
主任 安代 容明

(敬称略)

【 1 . 開会あいさつ】

宇治市都市整備部交通政策課長 開会のあいさつ。

【 2 . 変更構成員の紹介】

構成員 変更 2 名・辞退 1 名。

案件 1

【 3 . 福祉有償運送運営協議の更新登録の協議】

会長：「特定非営利活動法人生活よろず相談所たよりになる輪」の更新登録について協議を始めます。

【 4 . 「特定非営利活動法人生活よろず相談所たよりになる輪」の事業説明】

杉本氏より説明：(資料 2)

- ・高齢者、中でも車椅子の利用者増加している。
- ・通院利用が多い。
- ・旅客の名簿について、入会年月日が生年月日になっている人がいるので、訂正して提出します。
- ・旅客の範囲のその他の方は 14 名おられ、療育手帳を確認しました。
- ・車検の保険期間が 10 月までのものが 1 台ありますが、更新でき次第提出します。

< 以下、非公開 >

質疑応答の概要

平田氏：だんだん（福祉有償運送の）利用者は増加していると思う。介護サービスの視点から、障がい者の高齢者の利用者は多いのか、少ないのか。

今年 7 月に介護保険制度が改定されたが、それに関連して福祉有償運送で抵触はないか。

福祉有償運送は、味方になる制度である。昨今買い物難民と呼ばれる人々が増えているがそういう人の入会・利用は可能か。制度自体を知らない人が多い。定款の役員名簿が当初のままになっているが現在の役員名簿はあるか。

運賃が時間制ということですが、実績報告は走行キロメートルで報告されている。距離制の運賃の方がわかりやすいのではないか。

事務局：増加しているかどうかについて、現状については後ほど吉田様より説明があります。

法改正については調べまして、改めて返答する。

杉本氏：定款について履歴事項全部証明書に随時あらわしている。役員名簿は添付しています。

時間制の運賃については最初の協議会で決めたことであると思う。また、病院から自宅、など決まった区間の送迎が多いのでその場合はだいたいの定額料金を定めている。

買い物難民については、要支援以上、障害手帳をお持ちの方などの基準を満たしている人であれば、入会でき、目的については制限していない。ただ、元気な方で基準を満たしていない方は入会できない。制度自体を知らない方も多いのは宣伝もしていないし、口コミで広がることが多いと思われる。

酒井氏：持込車両の場合は他の方が運転されることはないのか。また保険の適用はされるか。

杉本氏：はい。それはありえない。持込者本人のみの運転である。保険は、福祉有償運送でも適用されることを確認している。

吉田氏：持込車両について、年度の途中で申し込みがあった場合、その都度運輸局へ申請しているのか。

杉本氏：いいえ、届出の必要はないと聞いている。次の更新の際に申請している。

吉田氏：持込車両が11台、所有が2台で、安全運転管理者というのはおかれているか。

杉本氏：はい私です。

## 【5．更新についての協議】

杉本氏退出

### 質疑応答の概要

会長：運賃で時間制と距離制の問題があがったがどうですか。

吉田氏：全国的にみたら距離制が多い。距離制だと、例えば病院利用で長時間待ち時間などがあるとき、その車輛を一日拘束することになる。時間制の運賃もやむを得ないかと思う。事業者の判断と利用者の選択でいいのではないか。

会長：事業者の判断に任せるということにします。

それでは、申請のありました内容に合意したという判断をしますがよろしいですか。

一同合意

<これより非公開解除>

【6.「特定非営利活動法人生活よろず相談所たよりになる輪」の更新合意】

杉本氏入室

会長より、申請者に申請内容の合意を伝える。

案件2

【7.福祉有償運送運営協議の新規登録の協議】

会長：「社会福祉法人同胞会どうほうの家」の新規登録について協議を始めます。

【8.「社会福祉法人同胞会どうほうの家」の事業説明】

中野氏より説明：(資料3)

- ・入所されている方のニーズへの対応や、日中の作業に行かれる時の送迎に対応していきたい。又、夜間に短期入所されている方にも対応したい。

<以下、非公開>

質疑応答の概要

平田氏：高齢者より障がい者が多いのか。福祉関係の有資格者はどれくらいいるのか。

中野氏：はい、障がい者施設なので障がい者中心です。ショートステイもそうです。

8割がヘルパー資格をもち、社会福祉士1名、精神保健福祉士2名、資格取得を目指しているのが若干名、介護福祉士6名、臨床心理士1名です。

土橋氏：高齢者が増えていくなかで、今後も障がい者中心でいくのか。

中野氏：現時点では、どうほうの家を利用されている方を中心に行い、今後地域のニーズなどがあれば考えていきたい。職員も高齢者に対する知識も不十分ですので段階を追って、と思っている。

岡野氏：主にどうほうの家の送迎が中心だということだが、個人の用件での利用はできるのか。また、どうほうの家さんの提供しているサービス以外の部分の利用ができるのか。

中野氏：通院同行、行動援護、要支援、のサービスも行っているのものでそれに対応できる方は利用できる。通院なども利用できる。対応している。

吉田氏：同乗者の料金が提示されているが、この同乗者とは資格等を持っている方が。

中野氏：はい、介護福祉士2名です。

吉田氏：ガイドヘルパーの制度は利用しないのか。

中野氏：ガイドヘルパーの有資格者も3名いるが、今回介護福祉士の名前をあげている。ニーズがあれば対応したいと思う。

吉田氏：ガイドヘルパー制度を使ってもらって料金が要らないようにするなど。それでも資格がなくて横に乗ってもらうというだけなのかな、と思う。

## 【9．更新についての協議】

中野氏退出

### 質疑応答の概要

平田氏：添乗員として介護福祉士が同乗しているが、精神障がい者に施設外の車の中でなにか突発的なことが起こったときに専門的な知識や対応策をとれるような人たちが必要ではないかと思う。そういう教育の面でもう少しきちんとすることはできないか。今後、高齢者の対応にも力をいれていかななくてはならないし、そのあたりも検討事項に入れてほしい。

吉田氏：障がい者・高齢者・受け入れ施設。障がい者が高齢化してきたとき、障がい者施設ではなくて、介護保険の適用を受けてください、という指導もされる。高齢者の介護保険の方に、事業所としては介護保険の適用でもって事業所を展開している所が障がい者の受け入れ増やしていくことになるのではないかと。

土橋氏：現在10名のケアホームを抱えているが、障がい者本人の高齢化に伴うところの、介護保険の制度と我々の障がい者制度との問題が色々出てきている。担当している者としては、このまま仲間のいる所の施設に居られる方がいいので将来的に整理できたらと思う。障がい者の高齢施設も必要ではないか、そのためには介護保険と障がい者制度の問題が出てくるのではないかなという思いがあり、実際にそれで壁にぶつかっている。その制度そのものの関係をどうしていくのがこれから大事になってくる。

岡野氏：天ヶ瀬学園が認証をうけていたような気がするが

事務局：天ヶ瀬学園は福祉有償運送については関わっていない。

土橋氏：休日の利用を中心ということならばいいが、平日の通園と休日の利用をしっかりと区別してもらわないといけない。

酒井氏：運賃ですが、タクシーの利用料金とあまり変わらない気がするが、利用者の方からすると同等の負担になるがどうでしょうか。

平田氏：専門の方が同乗しているから利用者にとっては安心してタクシーとは違っていい

いと思う。

土橋氏：重度の障がいの方には頼りになる。

平日と休日の利用の区別をきちっとしていただく。

会長：どうほうの家さんに確認をとります。

<中野氏入室>

会長：一点確認したい事項がありますのでお願いします。

土橋氏：現在、園で利用されているなかで、園が通所の手段として送迎していることがあると思うが、登録者のなかで園の送迎を利用している方、自主通所、がそれぞれ何名おられるか。今回この福祉有償運送制度で認定された場合に、平日の利用については通常の園利用の対応になるのか、確認したい。

中野氏：通所に送迎を利用している方は25～6名、他の方は自主通所です。福祉有償運送が認定されても、園の送迎を利用している方は通常どおり今までどおりの送迎です。

土橋氏：通所している方でも、休日については要望があれば福祉有償運送を利用するというのでよろしいですか。

中野氏：はい。

会長：この点についてはよろしいか。それでは、申請のありました内容に合意したという判断をしますがよろしいですか。

一同合意

<これより非公開解除>

【10．「社会福祉法人同朋会どうほうの家」の新規登録合意】

会長より、申請者に申請内容の合意を伝える。

【12．現状の説明】

吉田氏より説明（持参資料）

・宇治市の移動困難者について

移動困難者はどれくらいいるのか推計した。要介護高齢者と障がい者をあわせると、8千人近くの移動困難者がいる。その中で宇治市で福祉車両が何台あるのか。ヘルパー資格をもったタクシー事業者の運転手が何人いるのか。それで十分対応できるのか。災害時の要援護者の基準は決まっているが、その基準

の範囲の中の人たちが、災害が起こったとき、どういう手順で、どこが担当するのは決まっていないはずである。つきつめていくと、まだまだ移動困難者の移動手段は不足している。これから福祉車両を増やしていくのも大事だが、宇治市民の皆さんが、移動手段として高齢者、障がい者のために、社会福祉協議会をはじめ NPO が移動サービスの分野にどんどん取り組んでいただきたいと考えている。それに対する支援は私共もやっていきたいと思っている。これからの活動にご配慮願いたい。

【 1 1 . 閉会挨拶】

宇治市都市整備部交通政策課長 開会のあいさつ。

以上